千 葉 県 環 境 審 議 会 議 事 録

日時 平成 25 年 8 月 28 日 (水) 午後 1 時 30 分から 2 時 45 分 場所 千葉県庁 本庁舎 5 階 大会議室

目 次

1.	開 会	1
2.	あいさつ	1
3.	委員紹介	2
4.	県関係職員紹介	3
5.	議事	
	(1) 会長の選出	4
	(2) 副会長の選出	5
	(3) 所属部会の決定及び部会長の選出について	6
	(4) 千葉県環境審議会運営規程の改正について	7
6.	その他	
	(1)報告事項	
	ア. 各部会の審議状況及び今後の予定について	8
	イ. 再生可能エネルギーの導入促進について	1 0
	ウ. 平成24年度大気汚染の状況について	1 5
	エ. 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について	1 6
	(2) その他	1 9
7	明 <i>△</i>	1 0

1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます千葉県 環境生活部 環境政策課 政策室長の横尾と申します。よろしくお願いいたします。

始めに、お手元の配付資料を確認させていただきます。 まず、

「会議次第」

「座席表」

「出席者名簿」

「千葉県環境審議会 委員名簿」、

資料といたしまして、資料の1は4点セットでございまして、千葉県環境審議会運営規程で資料の1-1から1-4の4点ございます。

資料2といたしまして、各部会の審議状況及び今後の予定

資料3といたしまして、再生可能エネルギーの導入促進について

資料4といたしまして、平成24年度大気汚染の状況について

資料5といたしまして、平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定結果 について

その他の資料といたしまして、鳥獣関係の知事からの諮問文の写し、 それから参考資料といたしまして、平成24年の千葉県環境白書 以上でございます。

資料の方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の環境審議会は、前期の任期満了後、初めての審議会でございますので 本来であれば、知事から委嘱状をお渡しすべきところでございますが、今回は、 委嘱状につきましては、大変恐縮ですが、皆様の机の上に、封筒に入れて置かせて いただいておりますので、御了承いただきたいと思います。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第9条第1項の規 定より、原則公開となっております。

ここで、お諮りいたします。

本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと 考えられますので、公開と致したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

司会よろしいでしょうか。それでは、公開で開催させていただきます。

2 あいさつ

司会 まず、開催に当たりまして、中島環境生活部長よりごあいさつ申し上げます。 環境生活部長 環境生活部長の中島でございます。どうかよろしくお願いいたします。 本日はお忙しいところ、千葉県環境審議会に御出席いただきまして、誠にあ りがとうございます。 また、委員の皆様方には、環境審議会委員への御就任についてお願い申し上げましたところ、快くお引き受けいただきまして、心より御礼を申し上げます。 なお、本日は、会場の都合で、皆様方には大変窮屈な思いをさせていただいておりますけれども、どうか御容赦いただきたいと思います。

さて、この審議会でございますけれども、本県の環境行政の基本となります 事項につきまして、調査、御審議いただく機関でございます。

大気ですとか、水、あるいは、廃棄物、そして自然、さらには温泉といった、 様々な幅広い分野を対象としておるところでございます。そうした関係上、当 審議会には、7つの部会が設置されてございます。委員の皆様方には、それぞ れの御専門のお立場から、忌憚のない御意見をいただければと存じます。

本県の環境の状況を見てみますと、依然として、光化学オキシダントの問題が認められますほか、手賀沼や印旛沼の水質汚濁、里山等の身近な自然環境の 荒廃、有害鳥獣による農林水産物の被害、依然として、廃棄物の不法投棄など、 多くの環境問題を抱えているところでございます。

また、先の東日本大震災により発生いたしました災害廃棄物につきましては、 その処理に一定のめどが立ったところでございます。しかしながら、原発事故 による放射性物質に汚染された廃棄物の問題が依然として大きな課題として残 っているところでございます。

それから、有害鳥獣の被害抑止の目的で、市原市に設置してございます、県の射撃場でございますけれども、さる7月に再開をさせていただきました。今後の有害鳥獣の被害抑止に資してまいりたいと考えてございます。

環境保全や自然保護の問題、こうしたことは、地道な取組を積み重ねることが何より大事だと考えております。今後も取組を着実に進めていくためには、 委員の皆様方のお力添えが何よりも大切だと思っております。

今後とも、本県の環境行政に対しまして、御指導・御協力を賜りますよう、 切にお願い申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、開会のごあいさつとさ せていただきます。

本日は、ありがとうございました。

3 委員紹介

司会 次に、委員の皆様を御紹介申し上げます。

御紹介は、お名前のみを申し上げさせていただきます。

委員名簿の順番に、仮議長席に向かって左側の委員から御紹介させていただきます。

小高 伸太 (おだか・のぶもと) 委員でございます。

亀田 郁夫(かめだ・いくお)委員でございます。

木下 敬二 (きした・けいじ) 委員でございます。

岡田 幸子(おかだ・さちこ)委員でございます。

川井 友則(かわい・とものり)委員でございます。

安達 元明 (あだち・もとあき) 委員でございます。 池邊 このみ (いけべ・このみ) 委員でございます。 岡 奈理子 (おか・なりこ) 委員でございます。 沖津 進 (おきつ・すすむ) 委員でございます。 近藤 昭彦 (こんどう・あきひこ) 委員でございます。 佐々木 淳 (ささき・じゅん) 委員でございます。 鈴木 理之 (すずき・まさゆき) 委員でございます。 諏訪園 靖 (すわぞの・やすし) 委員でございます。 瀧 和夫 (たき・かづお) 委員でございます。 戸井田 (といだ) 委員は遅れているようです。 (遅れて出席) 続きまして、

榛澤 芳雄(はんざわ・よしお)委員でございます。

宮脇 健太郎 (みやわき・けんたろう) 委員でございます。

矢野 博夫(やの・ひろお)委員でございます。

山室 真澄 (やまむろ・ますみ) 委員でございます。

横山 道子(よこやま・みちこ)委員でございます。

吉田 正人(よしだ・まさひと)委員でございます。

飯田 和子(いいだ・かずこ)委員でございます。

伊藤 勲(いとう・いさお)委員でございます。

井上 健治(いのうえ・けんじ)委員でございます。

勝山 満(かつやま・みつる)委員でございます。

黒河 悟 (くろかわ・さとる) 委員でございます。

小関 常雄(こせき・つねお)委員でございます。

杉田 昭義(すぎた・あきよし)委員でございます。

髙橋 弘之(たかはし・ひろゆき)委員でございます。

中村 正博(なかむら・まさひろ)委員でございます。

晝間 初枝(ひるま・はつえ)委員でございます。

森 満 (もり・みつる)委員でございます。 以上でございます。

4 県関係職員紹介

司会 次に、県関係職員を御紹介いたします。

ただ今、ごあいさつ申し上げました

中島(なかじま)環境生活部長でございます。

小倉(おぐら)有害鳥獣・三番瀬担当部長でございます。

櫛引(くしびき)次長でございます。

矢沢(やざわ)次長でございます。

飯田(いいだ)環境対策監でございます。

日浦(ひうら)環境研究センター長でございます。

山﨑(やまざき)環境政策課長でございます。

髙橋(たかはし)大気保全課長でございます。

大竹(おおたけ)水質保全課長でございます。

川嶋(かわしま)自然保護課長でございます。

玉田(たまだ)資源循環推進課長でございます。

石渡(いしわた)廃棄物指導課長でございます。

能重(のうじゅう)健康福祉部薬務課長でございます。

以上でございます。

ただいまの出席者の状況を御報告いたします。

委員の委嘱予定数40名で、1名欠員となっておりまして、委員総数39名のところ、現在、出席者は31名でございます。

半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第32条第 2項の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

議事に入ります前に、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっておりますが、本日は、改選後、最初の審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、議事を進行していただく仮議長が必要となります。

ここで、事務局から提案をさせていただきますが、仮議長には、前期、副会 長をお努めいただいた、安達元明委員にお願いしてはと思いますが、いかがで しょうか。

(「異議なし」の声)

司会 ありがとうございます。それでは、安達委員、よろしくお願いいたします。 恐れ入りますが、仮議長席にお願いいたします。

(安達委員 仮議長席へ移動)

仮議長それでは、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。

議事録署名人を、

勝山 満 委員

森 満 委員

両委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

5 議 事

(1) 会長の選出

仮議長 これより議事に入ります。

議事(1)「会長の選出について」を議題といたします。

会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選となっております。どなたか御意見がございますでしょうか。

榛澤委員 前副会長でいらっしゃった安達先生にお願いしてはいかがでしょうか。

仮議長 ただいまの御発言について、御意見いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がなければ、私が、会長を引き受けさせていただきます。

司会
それでは、安達会長、ごあいさつをお願いいたします。

会長 ただいま、会長を、お引き受けすることになりました、安達でございます。 任期は、2年間ということですので、千葉県の環境問題について皆さんとと もに努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

東日本大震災以降、千葉県においても、災害廃棄物の問題や放射能汚染の問題、また、原子力に替わるエネルギーの確保の問題など、環境問題も大変な状況にあります。

また、最近では、PM2.5による大気汚染の問題も注目されているところです。

環境問題が多様化していく中、当審議会で審議する事項も、幅広く、また、 専門性を増していくものと思われます。

皆様の御協力をお願する次第です。

簡単ではございますが、就任のあいさつといたします。

ありがとうございました。

司会ありがとうございました。

それでは、規定によりまして、これからの議事進行につきましては、安達会 長にお願いいたします。

(2) 副会長の選出

会長 では、議事(2)「副会長の選出について」を議題といたします。

副会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選となっております。どなたか御意見ございますでしょうか。

- 近藤委員 廃棄物・リサイクル部会長をされており、水環境部会、企画政策部会を 兼務されている、瀧委員にお願いしてはいかがかと思います。
- 会長 ただいま、「副会長に瀧委員を」という発言がございましたが、御意見はご ざいますか。

(「異議なし」の声)

会長 ありがとうございました。御異議がないようですので、瀧委員、副会長をお 引き受けいただけますでしょうか。

瀧委員 よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。それでは、瀧委員よろしくお願いいたします。 瀧委員、副会長席への移動をお願いします。

(瀧委員 副会長席へ移動)

(3) 所属部会の決定及び部会長の選出について

会長
それでは、議事を進行させていただきます。

次に、議事(3)「所属部会の決定及び部会長の選出について」についてですが、委員の所属部会については、千葉県行政組織条例第33条第2項の規定により、会長が指名することになっております。

つきましては、審議の継続性という点も考慮いたしまして、前任期から継続 して就任されている委員におかれましては、引き続き、同じ部会に所属してい ただき、新たに就任された委員におかれましては、御専門分野を考慮して、退 任された委員の後任として入っていただきたいと思っています。

所属部会の決め方について、そのような考え方でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、「所属部会指名表(案)」を事務局から配付してもらいますのでよろしくお願いします。

(所属部会指名表 配布)

会長 この所属部会の案につきまして、何か御意見、お気付きの点はございますで しょうか。

特に御意見がないようでしたら、このような形で指名させていただきたいと 思います。

引き続き、部会長の選出に入ります。

部会長は、千葉県行政組織条例第33条第3項の規定により、各部会所属委員の互選となっておりますが、改めて各部会を開催してということも時間の関係上難しいと思いますので、先例に習い、会長に一任いただくことにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、私から指名させていただきます。

大気環境部会、廃棄物・リサイクル部会、鳥獣部会、企画政策部会につきましては、前部会長が継続して委員をされておりますので、引き続き、

大気環境部会長は、私が兼務させていただきます。

廃棄物・リサイクル部会長は、瀧和夫委員に

鳥獣部会長は、吉田正人委員に

企画政策部会長は、榛澤芳雄委員に、それぞれお願いしたいと思います。 また、新たな部会長としまして、

水環境部会長は、近藤昭彦委員に

温泉部会は、戸井田敏彦委員に、それぞれお願いしたいと思います。

なお、自然環境部会につきましては、部会委員に欠員が生じていることから 改めて、部会において決定していただくよう、お願いしたいと思います。

(4) 千葉県環境審議会運営規程の改正について

会長 次に、議事(4)「千葉県環境審議会運営規程の改正について」です。

運営規程の改正については、千葉県行政組織条例第34条の規定により、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるとされております。

今回、部会の下部組織として、新たに小委員会を設置することなどに関する 規程の改正を行いたいと考えております。

改正の趣旨や内容について、事務局から説明をお願いします。

環境政策課長 環境政策課長の山﨑でございます。座らせて説明させていただきます。

運営規程の改正につきまして、資料は、資料1-1から1-4との4部になってございます。

説明に入る前に、初めて委員となられた方もいらっしゃいますので、審議会の審議の流れについて、簡単に御説明させていただきます。

お手元の【資料1-2】を先に御覧いただきたいと思います。これは、運営規程全文が記載されてございます。

めくっていただきますと、下線で示されている部分が、今回の改正部分でございます。全体を見渡していただきまして、適宜、見ていただければと思います。

まず、審議会の審議の流れについて、御説明させていただきます。

県知事から環境審議会あてに諮問事項があった場合、まず、審議会の会長から、担当となる部会に付議を行い、各部会において、諮問事項の審議を行っていただくことになります。

この部会での審議結果が、実は、環境審議会の審議結果と取り扱っていると ころでございます。

知事に答申を行う際には、同時に、全委員に対しまして、答申結果を会長から、文書によりお知らせをするところでございます。

なお、諮問事項によっては、複数の部会による合同部会を設置するという場合がございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回の改正内容についてですが、【資料1-1】を御覧ください。 こちらに、改正の概要を記載させていただいているところです。

まず、改正の背景としましては、

県では、行政改革の一貫として、外部有識者等が参加する附属機関や要綱等により設置されている審議会等につきまして、指針に基づき、位置付けを見直し、附属機関の適正な設置及び公正かつ円滑な運営を行うこととされているところでございます。

環境生活部が所管しております要綱設置の審議会等、これは、3の(1)に 記載してございますが、この審議会等につきまして、指針に基づき見直した結果、これらを環境審議会へ統合することといたしました。

この統合に伴いまして、環境審議会の運営方法の見直しが必要になったことから、今回、「千葉県環境審議会運営規程」の改正(案)のとおりでございまして、審議いただくものでございます。

具体的な、改正の趣旨・目的でございます。

統合に伴い、環境審議会の部会の所掌事務の追加、これは第4条関係になってございます。これを行うとともに、部会の下部組織として、小委員会を設置することといたします。関連する規定を新たに設けるものでございます。これが、

規定で申し上げますと、下線がついてございます第7条、それ以下の関係規 定が下線で示しているところでございます。

具体的には、鳥獣部会に小委員会を置きまして、個別専門的な事項について 審議を行い、部会運営を補佐いただくという性格のものです。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等はございます でしょうか。

(「特に異議なし」の声)

会長 特にないようでしたら、改正(案)のとおり、本日付けで、運営規程の改正 を行うこととしますので、よろしくお願いします。

以上で、4つの議事は終わりました。

6 そ の 他

(1)報告事項

ア. 各部会の審議状況及び今後の予定について

会長次に、報告事項に移ります。

まず、「ア 各部会の審議状況及び今後の予定について」事務局から説明をお願いします。

環境政策課長 それでは、資料2を開いてください。A3判になっています。縦長 のものでございます。

縦長で見づらくなっておりますが、左側に23年度以降の前回の審議会での 審議事項、右側の欄に今後の審議予定事項ということでとりまとめさせていた だいたものでございます。各部会の審議状況と今後の予定について御説明いた します。

はじめに、欄の上の方から説明させていただきます。

大気環境部会では、大気常時監視測定局の適正配置、光化学スモッグ発令地域の拡大、窒素酸化物対策の進め方、さらに、自動車環境対策の在り方について答申をいただいたところであり、これらを踏まえまして、大気環境保全対策を進めているところでございます。

今後につきまして、右の欄でございますが、微小粒子状物質 PM 2. 5 及び 光化学スモッグ対策の取組につきまして、御審議いただくことを予定しており ます。 次に、水環境部会では、公共用水域及び地下水の水質測定計画について、毎年審議をいただいているところであります。また、新たに設定された水生生物の保全に関わる水質環境基準の水域類型指定について答申をいただいたほか、東京湾の総量削減計画及び総量規制基準、手賀沼・印旛沼の湖沼水質保全計画についても答申をいただきました。現在、これらの計画に基づき、閉鎖性水域の水質保全対策を進めているところでございます。

さらに、国における規制の強化などに応じまして、県の独自規制であります 環境保全条例に基づく規制内容についても御審議いただいたところであります。 今後は、引き続き水質測定計画について御審議いただくほか、水質汚濁防止法 等の改正の状況に応じまして、これらについて御審議をいただくことになると いうふうに考えております。

次に、廃棄物リサイクル部会でございます。廃棄物リサイクル部会では、千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について毎年度御報告し、御意見をいただくほか、東日本大震災の経験を踏まえ、各市町村が、今後の災害発生時に、災害廃棄物処理を円滑に行えるように策定いたしました「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」について、御報告したところでございます。今後も廃棄物処理計画の進行管理とともに、次期廃棄物処理計画の策定に向け、御審議をお願いしたいと考えております。また、PCB処理計画の改定につきましても、諮問を予定しているところでございます。

次に、自然環境部会につきましては、この2年間は審議案件はございませんでした。今年度は、県立養老渓谷奥清澄自然公園の計画変更について御審議をいただく予定になってございます。

次に、鳥獣部会でございます。鳥獣部会につきましては、ニホンジカの狩猟 案について毎年度御審議いただくほか、ニホンジカ、ニホンザルの特定鳥獣保 護管理計画、鳥獣保護区の指定や拡大について答申をいただいたところです。

今回の審議会運営規程の改正によりまして、特定外来生物に関する事項を新たに審議事項に加えたことから、アカゲザル、アライグマ、キョンといった特定外来生物の防除実施計画の変更等について、審議をお願いすることといたしております。

なお、特定鳥獣や特定外来生物に関する対策の実施は、本県にとって極めて 重要であることから、より専門的、実践的な立場から御意見をいただくため、 小委員会を設置いたしまして、検討いただくことを予定しております。

次に、温泉部会でございます。この部会におきましては、温泉法の規定に基づいて、許可申請のあった土地の掘削許可及び温泉動力の装置許可につきまして、許可の是非を審議していただいております。今後も申請状況に応じまして、審議を行っていただきます。

次に企画政策部会についてですが、千葉県地球温暖化防止計画につきましては、継続審議の状況になりますが、国の動向を踏まえ、改定に向けた作業を進めてまいります。また、千葉県環境基本計画につきましては、年次報告案を毎年度報告させていただいているところでございますが、計画策定から5年を経過したことから、これまでの進捗状況や本県を取り巻く環境問題の状況の変化

を踏まえまして、見直しを行うこととしており、近く、見直し案につきましておいまかをし、御審議いただくということを予定しております。また、環境学習につきましては、環境学習基本方針について、これまでの取組状況を踏まえ、考え方を整理した上で御意見を伺いたいと考えております。

最後になりますが、東京湾臨海地域の企業と締結しております環境保全協定 につきましては、5年ごとにこれを見直すこととなってございます。環境の保 全に関する協定及び細目協定に関わる基本方針につきまして、時期を見て、大 気環境、水環境、廃棄物リサイクルの3部会の合同部会を設置し、御審議して いただきたいと考えております。

資料に基づきます説明は以上でございます。なお、これまでの状況や今後の 予定につきまして、詳細な内容につきましては、今後、各部会を開催する際に、 各担当課から十分説明をさせていただきたいと思います。この場では概略的な 説明にとどめさせていただきます。よろしくお願いします。

なお、本日お手元に千葉県環境白書、24年版でございます、これを配布させていただきました。県内の環境の状況や県の施策などにつきまして記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。以上でございます。

- 会長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見 御質問等がありましたら、どうぞ。
- 山室委員 先ほど鳥獣の方で、特定外来生物を今後重点的に進めていくということだったんですけれども、水環境において特定外来生物、具体的には私、問題だと思っているのはナガエツルノゲイトウという植物なんですが、これについてこれまで水環境とかで取り上げられた記憶がございませんけれども、今後その水域の水環境に重大な影響を与える可能性のある特定外来生物というのは、どの部会が担当するのか、教えていただけますでしょうか。
- 環境政策課長 水環境中にも弊害のある生物があるということでございまして、基本的には外来生物ということでありますと、自然環境の方からの検討ということになるかと思いますが、ただ、水環境との関係が非常に重要でございますので、必要がありましたら合同部会とかそういうところも検討していきたいと思います。
- 山室委員 ありがとうございます。印旛沼はかなり手遅れ感もあるんですが、手賀 沼の方で広がりつつありますので、広がる前に対策をいたしますと財政的にも ニケタ以上節約になりますので、御検討よろしくお願いいたします。
- 会長 他にいかがでしょう。

特になければ、先に進めさせていただきます。

イ. 再生可能エネルギーの導入促進について

- 会長 次の報告事項、「イ 再生可能エネルギーの導入促進について」事務局から説明をお願いします。
- 環境政策課長 それでは、引き続きまして、再生可能エネルギーの導入促進につき まして、御説明をさせていただきたいと思います。

資料3を御覧いただきたいと思います。本県におきましては、再生可能エネルギー、これは新エネルギーという使い方も一部しております。ほぼ同義と考えていただきたいと思います。これらの活用促進を図るために、エネルギーの分散確保、環境負荷の低減、及び地域経済の活性化の3つの視点の取組ということで進めさせていただいているところでございます。平成24年3月には、「新エネルギーの導入、既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」を策定いたしました。現在、この推進方策に基づきまして、庁内横断的な体制で導入促進に取り組んでいるところでございます。この推進方策につきましては、資料3の後ろの方、3枚目以降に付いてございますので、お時間のある時にお読みいただきたいと思います。

また、推進方策と同時に、民間事業者や自治体等から提案された32件のプロジェクトの中から、5件の当面の重点支援プロジェクトを選定いたしました。 事業化の支援をしてまいったところでございます。

当面の推進方策に基づく取組状況につきまして、概要を御説明いたします。 まず、1といたしまして、民間事業者への支援といたしましては、商工労働 部産業振興課に、新エネルギー振興室を設けました。ワンストップ窓口で事業 者からの様々なプロジェクト提案に対する相談や情報提供を行い、行政手続の 円滑化の支援を行っております。県有資産を有効に活用するため、とうことで ございますが、太陽光発電設備については、県有地2箇所、小水力発電設備に つきましては、県有施設1箇所、併せまして3箇所でございますが、設置運営 事業者の募集を行いまして今年度に事業着手する予定でございます。また、現 在、県有施設の屋根貸し等についても検討を進めているところでございます。

次に、県内市町村等への支援といたしましては、市町村に対する各種情報提供に加えまして、地域におけるプロジェクトの検討について県も参加するなど、積極的に支援を行っているところでございます。なお、県内市町村におきましては、事業者への市有地の貸出や市有施設の屋根貸し、あるいは市町村自らが、太陽光発電事業を行う等の取組が進んでいるところでございます。

次に、県民への支援といたしましては、住宅用太陽光発電設備に対する助成制度を、平成23年度から実施しております。これに加えまして、本年度は、家庭における省エネルギー化を実現するエコ住宅の普及促進を図るため、燃料電池等の設備導入の補助金・補助制度を新設したところでございます。

また、県自らの取組といたしましては、本年度は、県有施設2施設で、蓄電池を備えた太陽光発電設備の設置を予定しております。今後は、国の再生可能エネルギー等導入推進基金、これがまいることになったわけですが、これを活用し、導入促進を図っていくこととしております。

最後に、重点支援プロジェクトの推進状況につきましては、資料3の裏面2ページ目の表を御覧ください。下の方の括弧1、重点プロジェクト5件の実施状況等の表でございます。5件のプロジェクトとも事業化に向けまして計画が順調に進んでおります。表に記載のとおり、今年度内には、すべて運転を開始する見込みでございます。また、重点支援プロジェクト以外にも、県内で大規模なプロジェクトが進んでおります。たとえば、3ページ目に書いてございま

す、富津市浅間山砂利採取跡地では、民有地約200~クタールのうち、88~クタールを活用いたしまして、太陽光発電を実施する計画がございます。ここでは、合計出力は57メガワット規模となる予定でございます。固定価格買取制度の後押しもございまして、県内での太陽光発電の事業化の動きは、大変活性化をしているところでございます。当初、当面の推進方策による支援等を通じまして、およそ100メガワット規模の事業展開を見込んでおりましたが、先週発表されました、25年5月末時点の国による設備認定におきましては、本県で850メガワット、運転開始ベースで100メガワットを超えるものと、既になっているところでございます。

以上で再生可能エネルギーの導入状況の説明を終わります。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・ 御質問がありましたらどうぞ。

吉田委員 3点ほど質問がございますけれども、太陽光、メガソーラーでもいいんですけれども、なるべく遠いところから運んでくると、送電線とかそういったことがかかってしまうので、それぞれの家で太陽光パネルを付けて地産地消していくのを、非常に進めた方がいいと思うんですけれども、一つ矛盾するのは、太陽光発電を付けた家の場合、電気自動車と併用しようとすると、電気自動車の二重発電というようなことで考えられて、電気事業者の買取価格が、今だいたいキロワット40数円だと思うんですけれども、それが減額になってしまうという非常に矛盾した政策が行われています。つまり、自分の家で発電して、それを自分の電気自動車に入れて使うのが、それが一番いいのに、そういうことをやると、なんというか、買取価格を下げられてしまう、そういうことが行われているわけですけれども、あるいは、電気自動車の充電施設っていうのも、県内では少ないと思うんですけれども、こういったことについてどう考えているのか、ということが一つですね。

それから、太陽光発電だけではなくて、太陽熱の利用というのが非常に重要で、冬の間というのはかなり、関東地方は晴れの日が多いですから、太陽熱の利用っていうのをもっと推進した方がいいと思うんですけれども、OM ソーラーを始め、太陽熱利用の家屋に対する支援というのは、県としてどうなっているのかというのが、2点目。

3点目としては、ストーブを使っている家が最近増えてきているんですけれども、薪ストーブではなくて、木質ペレットのストーブを導入しようと思っても、県内では木質ペレットのストーブは売っているんですけれども、木質ペレット自体を供給する業者と言うのは、ほとんど無いと思うんですね。私が知る限りはないんですけれども、もしかしたらあるかもしれませんが、わざわざ長野県などから、エネルギーを使って運んできたものを使わなければならない、そういう状態になっているんですけれども、そういった木質ペレットの推進などについて、県はどう考えるか、3点質問したいと思います。

環境政策課長 3点ほど御質問をいただきました。いずれもアップツーデートで、 非常に悩ましい問題と我々は感じておるところでございます。 まず、太陽光発電と自家発電と電気自動車とやった場合の買取価格につきましては、基本的に今の買取制度自体が、最終的には電気料金に付加されてしまうというか、元々のシステムの問題も多く含んでいると思います。あるいは送電の問題の部分もございます。いろいろな問題がございますので、その辺はアンテナを高くしまして、なるべく県民にとって有利な形で県の方の施策は進めていきたいと考えております。良い対処方法というのは県独自ではなかなかできませんので、そのへんについては検討していきたい、と考えております。

それから、2番目に太陽熱の利用ということでございます。御説のとおり太陽熱につきましても、エネルギーの有効利用という観点からいたしますと、有効なものであると考えております。発電だけでなく熱の利用、また、熱からのエネルギーの利用、いろんな形が考えられるわけでございます。このへんにつきましても十分に検討させていただきたい、という段階でございます。よろしくお願いしたいと思います。

3点目のストーブのことでございます。これにつきましては、我々もまだ検討に至っていない段階です。御説のとおり県内には、多分木質ペレットの販売事業者というのはないのではないかと思います。これらにつきましても、どういう形で有効になるかどうか、その辺は検討させていただきたいと考えております。

それから、家庭内の充電施設の拡大ということがあるかと思います。これにつきまして、実は、検討がまだまだこれからだと考えている次第でございます。特に、家庭の蓄電池等につきましても、かなり単価がまだ高く、これらが普及するためにはやはり、いろいろな施策を打っていかなければならないのかな、と考えておるところですが、それと併せまして、充電全体のマネジメントができるような形での検討というんですか、そういったところにも携わっていきたいな、考えているところでございます。答になっていないかもしれませんが、以上でございます。

- 吉田委員 ありがとうございました。いずれも御検討していただくということで、お願いしたいと思うんですが、充電施設の方は、家庭内充電ではなくて、私が質問したのは、電気自動車をもっと広げようとしても、電気自動車の充電施設自体が少なすぎて、途中で電気がなくなることが心配になるのでは普及が進まないわけですので、それをもっと県で取り組んでほしい、ということでございます。そういう質問でした。
- 大気保全課長 電気自動車を普及する場合、航続距離の問題が一番、ということで、 充電器をいかに等間隔で置くのか、といのも一つの大きな課題になっております。一つ国の動きとしては、充電インフラ整備推進事業というのを立ち上げまして、従来の補助対象割合を2分の1から3分の2に引き上げる、こういった 動きでございます。それを受けてですね、県の方ではビジョンの策定、というのをやっております。その中では、県内に約600箇所弱の充電器を設置していく、こういった形のビジョンができております。そんな形でありますので、 ほのます は 関係機関は関する いた ない たいまた に こういった形のビジョンができております。 そんな形でありますので、

県の方でも関係機関に働きかけたり、取組を進めていきたいと思っております。 吉田委員 あともう一つ、最後の木質ペレットは、県内には杉林とか雑木林等も倒 れたもの、特に人工林ですけれども倒れた木がものすごくたくさんあって、こういうのもちゃんと有効利用した方がいいんじゃないかと思いますし、放っておけば、いろいろな被害を出すような鳥獣の隠れる場所にもなるし、松食い虫とかそういったものが増える原因にもなるわけですから、そういったものの利用としても、木質ペレットというのは、非常に重要だと思うので、ぜひ推進していただきたいと思います。以上です。

- 資源循環推進課長 木質ペレットの関係でございますけれども、県では、バイオマス関係ということで、間伐材などは、収集するのに一番コストがかかるため、それをいかにコストを安く、効率的に収集するか、いろんな実験等は行っているところでございます。ペレット化については、いかにコスト安くできるかというところが、普及に当たっての大きな課題になっている。たとえば、中国地方とかですと、製材業と併せてペレットということで、非常にコスト的には抑えてできる、というようなこともございます。これにつきましては、県の農林水産部とも連携しながら、いかに間伐材でありますとか、有効に活用していくか、という中で検討させていただければ、と考えているところでございます。
- 御説明のありました重点支援プロジェクトのうち、メガソーラー事業に 池邊委員 ついてお伺いしたいと思います。経産省の工業立地法の審議会に私も属してい ますが、今回の東日本大震災を鑑みまして、経産省の方では、このメガソーラ 一については、工業立地法の適用除外とするということを震災後すぐに決めま した。今回、富津市の浅間山砂利採取跡地が88ヘクタール、環境に与える容共 としては非常に大きな面積と認識いたしますが、このような土地利用がメガソ ーラーに変わった場合には、土地利用の転換としてはどういうような形で手続 き等がされるんでしょうか。私は、県の国土利用審議会の方にも出させていた だいておりますけれども、たとえばそういうものの他に、事前の届けや報告事 項というような形で挙がってくるのかのチェックについて、きちんとするべき だと思います。その場合に、たとえば面積、今回も、北エリア、南エリアとい う形で、44~クタールずつ、規模としては一つが44~クタールなんですけ れども、トータルとしては88ヘクタールと非常に大規模です。土地利用転換 という意味では、砂利採石跡地から何に転換された、その場合の影響はどこで 検討されるのかということが一つでございます。土地売買や土地利用転換でき ちんとチェックされるべきです。

それからもう一つ、先ほど買取価格のお話がありましたが、実は被災地においてもこのようなメガソーラーシステムが多く設置される計画があります。しかし、このような機器はパソコンと同じで短期的な機器システムの更新が必要なため、5,6年で買取価格がもし下がった場合に、このような機器のメンテナンスの費用と電気の買取費用が、収益が逆転すると、機器がそのまま放置されるというようなことが懸念されます。そういうような問題について、この事業がなくなった時の機器の撤去、あるいは土地利用の原状復帰などについて、県の方で、事業者等、あるいは地権者等に対して、当初に協定を結ぶなど、何かしらの助言を行っているかどうかについて伺います。

環境政策課長 まず、浅間山等の土地利用ということでございますが、担当セクシ

ョンが違いまして、正確な話ができないものですから、調べまして後で報告いたします。

買取制度のことでございますが、まず第一点目としましては、認可事業につきましては、認可時点の買取価格が20年間保証ということでございますので、その間はなんとかペイをしていくのではないか。年々、これはたぶん設置費用の関係だと思いますが、単価が下がってまいりますので、だんだん下がってきますと、下がった時の認可事業が20年、20年ということで続いていくと。今のところはそこまでのことでございます。それ以降のことにつきましてのスキームは、今後、国からも示されてくると思います。それを待つまでもなく、その対応は十分検討していかなければならない部分。問題はない、ということはないという認識をしながら検討をしていきたい、と考えているところでございます。

池邊委員 ありがとうございます。千葉県の場合は土地も非常によろしいですし、 こういうような土地利用、今後大規模に進んでいくことが予想されますので、 20年後を予想して十分な配慮が必要だと思っておりますので、よろしくお願い いたします。

会長 ほかにいかがでしょうか。なければ先に進ませていただきます。

ウ. 平成24年度大気汚染の状況について

会長 次の報告事項、「ウ 平成24年度大気汚染の状況について」御説明をお願いします。

大気保全課長 大気保全課でございます。平成24年度の県内の大気汚染の状況について、資料4により御説明します。

大気汚染防止法に基づきまして、県と市などで毎年測定を実施しているもの で、昨日公表した結果です。副題として、「二酸化窒素と浮遊粒子状物質が初め て全局で環境基準を共に達成」とあります。県内の大気環境は様々な施策によ り、概ね改善傾向にありますが、取組を進めてきた代表的な汚染物質二つにつ いては、昭和49年の測定以来、初めて達成できたというものでございます。 黒枠の中になりますが、環境基準の設定されている10の物質について、それ ぞれの達成状況を記述しております。一つ目として二酸化窒素と浮遊粒子状物 質は、先ほど話しましたとおり全局で達成。光化学オキシダントは依然として 全局で未達成。二酸化硫黄、古くは四日市ぜんそくの原因物質だったわけなん ですけれども、これもまた、一酸化炭素はやはり全局で達成しております。2 3年度から測定を開始し、中国関連の新聞報道等で注目されているPM2.5 については、一般環境大気測定局で40局、道路沿いに設置してあります自動 車排出ガス測定局では25%の達成率。そして、有害大気汚染物質、ベンゼン、 トリクロロエチレンなど4物質あるんですけれども、これらはすべて達成しま した。要約しますと、光化学オキシダントと測定開始後間もないPM2.5以 外は環境基準を達成している状況となっています。なお、光化学オキシダント が原因物質である、光化学スモッグ注意報でございますが、昨年度8回発令さ

れております。

4ページをお開きください。表の1-2の下欄でございますけれども、年平均値の推移を示しています。一般環境大気測定局の光化学オキシダントを除けば、概ね減少傾向が見られています。この光化学オキシダントについてでございます。原因物質である揮発性有機化合物、シンナー類をイメージしてくださればいいんですけれども、この対策を進めております。しかしながら、温暖化等の影響がありまして、横ばいの状況が続いていると考えられておりまして、残念ながら関東地方の各都県とも同様な状況となっております。

また、微小粒子状物質 PM 2. 5 については、機器整備を進めているところでございます。測定局数が増加していますが、引き続き、今後の変動を注視していきたいと考えております。なお、25年度は4 局に機器を設置する予定でございます。

もう一つ、2ページに戻っていただきまして、(3)の対策というところでございます。環境基準の達成維持を図るため、引き続き、工場・事業場対策並びに自動車排出ガス対策を継続して進めてまいります。特に、光化学スモッグ注意報の発令時対策ということで、工場における排出削減項目、従来は、ばい煙だけでしたけれども、揮発性有機化合物も追加して、未然防止を図っていきたいと考えております。また、PM2.5については、25年3月の国の暫定指針に基づき、高濃度のおそれがある日には、ホームページ、市町村を通じた広報、メール配信による注意喚起を行うこととしております。現在のところ、本県において注意喚起を行った日はありません。PM2.5については、生成機構など未解明の部分も多いということがございまして、国や近隣自治体と協力しながら、発生源を把握していく、そして対策の検討を進めていく、そういったことをしたいと思います。

最後になりますが、有害大気汚染物質の測定結果ということで6ページをお開きください。環境基準の指針値が設定されている12物質あります。ほぼ環境基準など達成しております。この中で、1,2ージクロロエタン、洗浄剤になるんですけれども、市原市の1地点で指針値を若干ながら上回っていました。そういうことがありますので、(3)の対策のとおり引き続き大気汚染防止法、揮発性有機化合物の条例、環境保全協定などにより、工場・事業場に排出抑制を指導していきたいと考えております。簡単ですが、大気汚染の状況についての御説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見 がございましたらお願いします。

いかがでしょうか。なければ先に進ませていただきます。

エ. 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

会長 次に、「平成24年度の公共用水域及び地下水の水質測定結果について」説明をお願いします。

水質保全課長 お手元の資料5、「平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定結

果について」に基づきまして、御説明させていただきます。

県では、水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を、毎年、水環境部会で御審議していただいた上で策定をして、調査を行い、環境基準の達成状況の評価などを行っております。水質汚濁に係ります環境基準は、環境基本法に基づきまして、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準といたしまして、いわゆる健康項目と言われるものと、生活環境項目につきまして、定められてございます。

2ページ目を御覧ください。平成24年度の調査結果のうち、健康項目、これはカドミウム、シアン、鉛などいわゆる有害物質に関連する項目でございますけど、銚子市の高田川、忍川の2河川で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えておりました。これは、この流域で盛んな、畜産業や畑作農業による窒素の地下浸透が原因だと考えており、関係機関と連携いたしまして対策を行っているところでございます。また、市原市の村田川でございますが、ジクロロメタンの超過がありました。これは、溶剤再生を行っている事業所からの漏えいによるもので、すでに改善を行い、基準の超過は解消しております。

続きまして、生活環境項目につきましてですが、下のグラフを見ていただき ますと、類型をしております85水域のうち、58水域で環境基準を達成し、 達成率は68.2%となっており、前年度より7.1ポイント下がってござい ます。詳細は3ページ目の表にございます。この生活環境項目につきましては、 水域の利用目的ですとか、水質汚濁の状況などを勘案して、有機物質の汚濁指 標であります、BOD・CODなどの項目についての基準を類型として指定し てございます。前年度に比べて河川は、比較的きれいなA類型、B類型の達成 率が下がっております。湖沼につきましては環境基準は達成してございません。 東京湾におきましては、A類型で環境基準が達成しなかったことで、前年度よ り下がってきているという状況でございます。水質の県全体の状況といたしま しては、11ページをお開きください。こちらの方に、河川水域ごとに大きく 4つの分類を、これは環境基準とは違いますが、年平均値でございますけど、 3以下であればきれい、3から5であればわりあいきれい、5から10であれ ば汚れている、10を超えているのはとても汚れているというような形でグラ フ化して示してございます。この水質汚濁の指標、これは河川ではBOD、海 域・湖沼ではCODの年平均値、ということで表現しておりますけど、きれい とされております3mg/L以下の河川は、全体の72%となってございます。と ても汚れているとされる10を超える水域は、ありませんでした。湖沼におき ましては、印旛沼で11mg/L、手賀沼9.6mg/L であり、前年度と比べるとほ ぼ横ばいの結果でございました。海域では、東京湾の内湾、いわゆる湾の奥の 部分でございますが、3.4mg/L前年度と横ばいの状況でございました。また、 東京湾、内房、九十九里、内房がいわゆる浦賀水道のあたりでございます。そ れから、九十九里、南房総の海域、これは外房の方でございますが、これはき れいとされる水質3mg/L以下を維持しておりますけど、前年度と比べるとやや 上がってきている状況となっております。今後も、印旛沼、手賀沼、東京湾と いった閉鎖性水域の水質浄化対策、こういったものに力を入れて進めていきま

す。

続きまして、地下水につきまして7ページをお開きください。概況の調査といたしまして、県内を2キロメッシュに区分いたしまして、すべてのメッシュを10年で一巡する移動観測といたしまして168地点、毎年度同一地点を調査する定点観測といたしまして21地点、計189地点について井戸の調査を実施しました。調査項目は、井戸水の環境基準項目でありますカドミウム、シアン、鉛など28項目でございます。概況調査の結果では、井戸189本のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては22本、ヒ素、トリクロロエチレン、フッ素等の環境基準超過がややございました。155本では、すべての項目について環境基準に適合しており、環境基準の超過率といたしましては18%で、前年度より1.2ポイント上昇しております。なお、超過原因、対策につきましては9ページに詳細を記載しておりますが、環境基準超過の飲用井戸につきましては飲用指導を実施してございます。今回の県内の地下水の調査地点、それから環境基準等超過地点図を15ページに図示してございます。

以上で平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定結果についての説明を 終わりにさせていただきます。

- 会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、質問ありましたら どうぞ。
- 山室委員 水環境部会の方では、ここに出てきた従来項目以外に、放射線について も報告があったと思います。今回、ここにも、環境白書にも、特集としてモニ タリングはしているということが書かれているんですが、結果が全くないよう です。せっかく調べておられるのですから、何らかの形で、不安をあおらない 形でいいと思うんですけど、やっているってことがわかるようなことがあった 方がいいのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。
- 水質保全課長 測定計画といたしましては、こういう形で結果がまとまり次第、今回ですと8月9日に公表させていただいています。それ以外に、県では、印旛沼、それから手賀沼流域河川におきまして、今年度については、概ね四半期に一度、年4回、放射性物質の測定を実施することとしております。それにつきましては、第一四半期の分は調査が終わりまして、まもなく別個、そのつど、公表をさせていただいております。東京湾についても同じように。これとは別に公表させていただいております。
- 山室委員 環境白書の方にはまったくなかったようなので、入れる項目がこれまで なかったということもあるかもしれませんが、せっかくですので情報をなるべ く、やってないと思われない方がいいのかな、と思いますので出していただけ たらな、と思います。
- 水質保全課長 白書の中にも、どういった結果になるかわかりませんが、入れられるということですので、入れ方について相談させていただきます。
- 会長 他にいかがでしょう。なければ先に進ませていただきます。

(2) その他

- ア 鳥獣部会への付議事項について
- イ 鳥獣部会の開催について
- 会長 次の「(2) その他」についてですが、「ア 鳥獣部会への付議事項について」 と「イ 鳥獣部会の開催について」、お手元に知事からの諮問文書の写しを配付 させていただいております。

千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付議することができるとされております。

この諮問につきましては、鳥獣部会に付議することとさせていただきます。 また、諮問事項の審議と小委員会設置などに関する部会決定を行う必要があることから、この機会に、総会終了後、引き続き、鳥獣部会を開催させていただきますので、部会委員皆様には、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、以上でございますが、そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

環境政策課長 特にございません。

会長 それでは、以上で議事を終了いたします。 御協力ありがとうございました。

7 閉 会

司会どうもありがとうございました。

なお、お手元の環境白書につきましては、すでにお送りしている委員もございますので、御不要であれば机に置いたままということでお願いいたします。

安達会長から、お話がありましたとおり、鳥獣部会をこの後行いますが、休憩を挟みまして、3時から、この会議室の前方の円卓で開催させていただきますので、部会委員の皆様には、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

一以上一